2025 年 12 月 25 日 一部改正 2025 年 7 月 30 日 技術委員会 審議

操舵機室及びA類機関区域以外の機関区域からの脱出に係る統一解釈

改正対象

鋼船規則検査要領 R 編

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 13.4.2.2 規則では、「総トン数 1,000 トン未満の船舶については使用頻度を考慮して脱出設備を 1 系統に免除できる」及び「操舵機室に非常操舵場所があり、開放甲板へ直接通じる経路がある場合、脱出設備は 1 系統とできる」旨の規定を定めている。また、第 13.4.2.3 規則において、A 類機関区域以外の機関区域については扉までの最大の道のりが 5 メートル以下の区画からの脱出設備は 1 系統にできる旨規定している。本会はこれらの規定を既に本会規則に取入れている。

IACS にて、SOLAS 条約第 II-2 章第 13.4.2.2 規則中の操舵機室に関する規定について、総トン数 1,000 トン未満の船舶のみに適用されるのか不明瞭であったため、議論を行った。IACS は当該規定について船舶の大きさに係らず適用できると結論付けた。また、操舵機室は通常は機関区域に分類されることから、第 13.4.2.3 規則中の A 類機関区域以外の機関区域に関する規定も併せて船舶の大きさに係らず適用できると結論付けた。当該結論に基づく統一解釈が IACS 統一解釈 SC269 (Rev.2)として採択された。

今般, IACS 統一解釈 SC269 (Rev.2)に基づき関連規定を改める。

改正内容

IACS 統一解釈に基づき, 鋼船規則 R 編 13.4.2 の操舵機室に関する規定及び鋼船規則 R 編 13.4.3 の A 類機関区域以外の機関区域に関する規定は, 船舶の総トン数にかかわらず適用される旨, 規定する。

施行及び適用

2026年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用

ID:DX25-08

「操舵機室及び A 類機関区域以外の機関区域からの脱出に係る統一解釈」 新旧対照表

	「一般国色域からの旅山で流る形――胖水」を旧り照	
新	la l	備考
│ 鋼船規則検査要領 R 編 防火構造,	鋼船規則検査要領 R 編 防火構造,	
脱出設備及び消火設備	脱出設備及び消火設備	
加山改瀬及び沿入改瀬		
D12 0411=0.Ht	D42 0411=0.##	
R13 脱出設備	R13 脱出設備	
D12.4機即反縁からの単山乳港	カ12.4株間反母から 本路山乳供	
R13.4機関区域からの脱出設備	R13.4機関区域からの脱出設備	
R13.4.2 脱出設備の免除	R13.4.2 脱出設備の免除	
(-1.から-5.は省略)	(-1.から-5.は省略)	LA COLUNGO (OVE
<u>-6. 規則 R 編 13.4.2 の「操舵機室に非常操舵場所が</u>	(新規)	IACS UI SC269(Rev.2)
ある場合には、開放甲板へ直接通じる経路がある場合を		Interpretation 3.
除いて、第2の脱出設備を設けなければならない。」に		
ついては、船舶の大きさに係らず適用される。		
R13.4.3 A 類機関区域以外の機関区域からの脱出	R13.4.3 A 類機関区域以外の機関区域からの脱出	
(-1.から-3.は省略)	(-1.から-3.は省略)	
		IACS UI SC269(Rev.2)
-4. 規則 R 編 13.4.3 の規定は、船舶の大きさに係ら	(新規)	Interpretation 3.
ず適用される。		interpretation 3.
附	則	
1. この改正は,2026年1月1日(以下,「施行日」	という。)から施行する。	
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例によ		
る。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Require	mont (DD) No 20 に定義されたものないら	
定坦天和Cla,取利のIACS Flocedural Require	incin (FK) NO.29 (C足我で40/にもツ/とり・ノ。	

「操舵機室及び A 類機関区域以外の機関区域からの脱出に係る統一解釈」 新旧対照表

,		
新	IB	備考
IACS PR No 29	(Rev.0, July 2009)	
1110511110.27	(100.0, buly 2009)	
英文 (正)	仮訳	
1. The date of "contract for construction" of a vessel is the date on	1. 船舶の「建造契約日」とは,予定所有者と造船所との間で建	
which the contract to build the vessel is signed between the	造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び	
prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction	契約を交わす全ての船舶の建造番号(船番等)は、新造船に対	
numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract	し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければ	
are to be declared to the classification society by the party applying	ならない。	
for the assignment of class to a newbuilding.	· 6 9 · 6 · 0	
2. The date of "contract for construction" of a series of vessels,	2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプシ	
including specified optional vessels for which the option is ultimately	ョン行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と	
exercised, is the date on which the contract to build the series is	造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本	
signed between the prospective owner and the shipbuilder.	Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基	
For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a	づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリー	
single contract for construction are considered a "series of vessels" if	ズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更に	
they are built to the same approved plans for classification purposes.	あっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができ	
However, vessels within a series may have design alterations from the	る。	
original design provided:		
(1) such alterations do not affect matters related to classification,	(1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない,	
or	又は,	
(2) If the alterations are subject to classification requirements, these	(2) 設計変更が船級規則の対象となる場合, 当該変更が予定所	
alterations are to comply with the classification requirements in	有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に	
effect on the date on which the alterations are contracted	適合している,又は設計変更の契約が無い場合は承認のた	
between the prospective owner and the shipbuilder or, in the	めに図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に	
absence of the alteration contract, comply with the classification	適合している。	
requirements in effect on the date on which the alterations are		
submitted to the Society for approval.		
The optional vessels will be considered part of the same series of	オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ば	
vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract	れてから1年以内にオプションが行使される場合, シリーズ船	
to build the series was signed.	として扱われる。	
3. If a contract for construction is later amended to include additional	3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める	
vessels or additional options, the date of "contract for construction"	契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所	
for such vessels is the date on which the amendment to the contract,	との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1.及	
is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The	び2.に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。	
amendment to the contract is to be considered as a "new contract" to		
which 1. and 2. above apply.		
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the	4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造	
date of "contract for construction" of this modified vessel, or vessels,	された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で	
is the date on which revised contract or new contract is signed	契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。	
between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.	/++	
Note:	備考:	
This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.	1. 本 PR は,2009 年 7 月 1 日から適用する。	